こうらいえび	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝膵臓壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症
リトペネウス属（*Litopenaeus*）えび類（しろあしえびを除く。）	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症
ペネウス属（*Penaeus*）えび類（うしえびを除く。）	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症
フェネロペネウス属（*Fenneropenaeus*）えび類（こうらいえびを除く。）	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症
メリセルトゥス属（*Melicertus*）えび類よしえび属えび類	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 モノドン型バキュロウイルス感染症
くるまえび科（くるまえび、リトペネウス属、ペネウス属、フェネロペネウス属、メリセルトゥス属及びよしえび属を除く。）えび類	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群
伝染性皮下造血器壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症	
イエローヘッド病	
アワビヘルペスウイルス感染症	
アワビの細菌性膿疱症	
カキヘルペスウイルス1型変異株感染症（*μvar*に限る。）	
パーキンサス・クグワディ感染症	
マボヤの被嚢軟化症	

さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	
とこぶし ふくとこぶし	
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	
まがき属かき類	
ほたてがい	
まぼや	

附　則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

告　示

○総務省告示第二十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項の規定に基づき、平成二十七年度地方債計画（平成二十七年総務省告示第百六十三号）の全部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

平成27年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	平成27年度計画額(A)	平成26年度計画額(B)	差引(A)−(B)(C)	増減率(C)／(B)×100
一　一般会計債等				
1　公共事業等	18,537	16,473	2,064	12.5
2　公営住宅建設事業	1,186	1,132	54	4.8
3　災害復旧事業	1,052	502	550	109.6
4　教育・福祉施設等整備事業等	5,282	3,487	1,795	51.5
(1)　学校教育施設等	1,927	1,240	687	55.4
(2)　社会福祉施設	428	379	49	12.9
(3)　一般廃棄物処理	1,375	653	722	110.6
(4)　一般補助施設等	1,012	665	347	52.2
(5)　施設（一般財源化分）	540	550	△　10	△　1.8